

第6章 災害等の発生時における 割増手数料の免除

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

特許権者は、第4年分以後の各年分の特許料として、特許法第108条第2項に規定する特許料の納付期間⁷が経過した後であっても、その期間の経過後6月以内であれば、特許料の追納をすることができ（第112条第1項）、その際には納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない（同条第2項）。これは、第4年以降の特許料の納付を怠った場合に直ちにその特許権が消滅することは酷であるので、相当額の割増特許料を徴収することによって納付を怠ったことの効果を免じようとするものである。

また、実用新案法、意匠法及び商標法においても、特許法と同様の規定を設けている（実用新案法第33条、意匠法第44条及び商標法第43条）。

(2) 改正の必要性

令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、特許権者等が、当該感染症に罹患するといったやむを得ない事情により、特許料等を所定の期間内に納付できない事態が生じた。

7 納付期間については、特定の要件の下（出願人が、資力を考慮して政令で定める者又は中小企業等であって、特許料の納付が困難であると認めるとき）においては当該納付期間を猶予することができるとしている（第109条又は第109条の2第1項）。この場合、当該猶予期間の経過後6月に割増特許料を支払うことができる（第112条第1項）。

特許権者等からは、この事態について、やむを得ない事情である限り、「特許料等の納付を怠った」とは言えず、所定の期間を経過した後に必ず割増特許料等を納付する必要があるとする現行制度は、不合理であるとの声が多数寄せられた。これを踏まえ、所定の期間内に納付をすることができなかった原因が、大規模災害の発生等、特許権者等の責めに帰することができない理由である場合には、割増特許料等の納付を免除する必要が生じた。

なお、米国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を含む「異常な事情」等の理由による納付期間の徒過について、期間徒過に係る追加の手数料の納付を免除している。また、欧州、中国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由とする納付期間の徒過について特別の決定、公告によって割増手数料等の納付を免除した。

2. 改正の概要

(1) 特許法・実用新案法・意匠法の改正

特許法第112条第2項ただし書に、大規模感染症や災害等の特許権者等の責めに帰することができない理由によって、特許権者等が、特許法第108条第2項に規定する納付期間又は特許法第109条等に規定する猶予期間内に特許料等を納付できないときに、割増特許料等の納付を免除する規定を設けることとした。また、この規定により割増特許料等の納付が免除される場合であっても、第112条第4項から第6項までの規定が適用されるよう形式的な改正を行うこととした。

また、実用新案法第33条、意匠法第44条についても、特許法と同様の改正の必要性が認められることから、特許法と同旨の改正を行うこととした。

(2) 商標法の改正

商標法には、商標権存続期間更新登録料を一括で納付する方法（商標法第40条第2項）のほか、更新時と存続期間の満了前5年までに納付すべき

更新登録料を分割して納付する方法（商標法第41条の2第7項）が規定されている。また、商標権設定登録の際、設定時と存続期間の満了前5年までに納付すべき設定登録料を分割して納付する方法（第41条の2第1項）が規定されている。それぞれの方法について、商標権者が存続期間の満了前6月から満了日までの間に登録料の納付とともに更新登録の申請をすることができなかつた場合（第20条第3項及び第21条第1項。第41条の2第7項に規定する分割納付の場合を含む。）及び商標権の存続期間の満了前5年までに後期分割登録料の納付ができなかつた場合（第41条の2第5項（同条第8項において準用する場合を含む。））には、登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない（商標法第43条）。

商標法における割増登録料についても、特許法と同様の改正の必要性が認められることから、特許法と同旨の改正を行うこととした。

3. 改正条文の解説

◆特許法第112条第2項及び第4項～第6項

（特許料の追納）

第百十二条（略）

2 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第百七条第一項の規定により納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。ただし、当該特許権者がその責めに帰することができない理由により第百八条第二項に規定する期間又は第百九条若しくは第百九条の二の規定による納付の猶予後の期間内にその特許料を納付することができないときは、その割増特許料を納付することを要しない。

3（略）

4 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期

間内に、第百八条第二項本文に規定する期間内に納付すべきであつた特許料及び第二項の規定により納付すべき割増特許料を納付しないときは、その特許権は、同条第二項本文に規定する期間の経過の時に遡つて消滅したものとみなす。

5 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百八条第二項ただし書に規定する特許料及び第二項の規定により納付すべき割増特許料を納付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の経過の時に遡つて消滅したものとみなす。

6 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百九条又は第百九条の二の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の規定により納付すべき割増特許料を納付しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

特許法第112条第2項は特許料を追納する際の割増特許料について規定するものであるところ、同項にただし書を追加し、「その責めに帰することができない理由」により同法第108条に規定する特許料の納付期間又は同法第109条若しくは第109条の2の規定による納付の猶予後の期間内に納付をすることができないときは、割増特許料の納付を免除する規定を設けることとした。なお、「その責めに帰することができない理由」については、同法第30条第4項等の規定と同様であり、天災地変のような客観的な理由に基づいて手続をすることができない場合に加え、通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしても、なお納付期間を徒過せざるを得なかつたような場合を含み得る。

また、同法第112条第2項にただし書を追加したことに伴い、割増特許料の納付が免除される場合が新たに生じ得ることから、同条第4項から第6項までにおいて、そのような場合であっても第2項の規定が適用されるよう、割増特許料について、「第二項の規定により納付すべき割増特許料」

と規定することとした。

◆実用新案法第33条第2項及び第4項～第5項

(登録料の追納)

第三十三条 (略)

2 前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、第三十一条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該実用新案権者がその責めに帰することができない理由により第三十二条第二項に規定する期間又は前条の規定による納付の猶予後の期間内にその登録料を納付することができないときは、その割増登録料を納付することを要しない。

3 (略)

4 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十一条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料及び第二項の規定により納付すべき割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時に遡つて消滅したものとみなす。

5 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に前条の規定により納付が猶予された登録料及び第二項の規定により納付すべき割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

特許料追納の際の割増特許料の規定（特許法第112条）については、実用新案法第33条にも同様の規定が設けられている。よって、実用新案法第33条第2項、第4項及び第5項を特許法と同様に改正することとした。

◆意匠法第44条第2項及び第4項

(登録料の追納)

第四十四条 (略)

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該意匠権者がその責めに帰することができない理由により第四十三条第二項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、その割増登録料を納付することを要しない。

3 (略)

4 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び第二項の規定により納付すべき割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、第四十三条第二項に規定する期間の経過の時に遡つて消滅したものとみなす。

特許料追納の際の割増特許料の規定（特許法第112条）については、意匠法第44条にも同様の規定が設けられている。よって、意匠法第44条第2項及び第4項を特許法と同様に改正することとした。

◆商標法第43条第1項～第3項

(割増登録料)

第四十三条 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該更新登録の申請をする者がその責めに帰することができない理由により第二十条第二項に規定する期間内にその登

登録料を納付することができないときは、その割増登録料を納付することを要しない。

2 第四十一条の二第七項の場合においては、前項に規定する者は、同条第七項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該者がその責めに帰することができない理由により第二十条第二項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、その割増登録料を納付することを要しない。

3 第四十一条の二第五項(同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合においては、商標権者は、同条第一項又は第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。ただし、当該商標権者がその責めに帰することができない理由により同条第五項に規定する後期分割登録料を納付すべき期間内にその登録料を納付することができないときは、その割増登録料を納付することを要しない。

4 (略)

商標法第43条において、第1項は、第20条第3項の規定により追納期間内に更新申請する場合、又は第21条第1項の規定により商標権の回復による更新申請する場合の登録料及びそれと同額の割増登録料の納付について、第2項は、更新登録料を分割して納付する方法を利用する場合において、第20条第3項又は第21条第1項の規定に基づく申請をするときの分割納付の前半分の登録料及びそれと同額の割増登録料の納付について、第3項は、登録料を分割して納付する場合に、後半分を所定の期間内に納付できず、その期間経過後6月以内に追納するときの登録料及びそれと同額の割増登録料の納付について、それぞれ規定している。

本改正において、同法第43条第1項から第3項までの各項にただし書を

追加し、「その責めに帰することができない理由」により登録料又は後期分割登録料を納付すべき期間内にその登録料等を納付することができないときは、割増登録料の納付を免除することとした。

◆商標法第41条の2第6項

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 (略)

2～5 (略)

6 前項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び第四十三条第三項の規定により納付すべき割増登録料の納付がなかつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日に遡つて消滅したものとみなす。

7～9 (略)

商標法第43条第3項にただし書を追加したことに伴い、割増登録料の納付が免除される場合が新たに生じ得ることから、同法第41条の2第6項において、そのような場合であっても同法第43条第3項の規定が適用されるよう、割増登録料について、「第三項の規定により納付すべき割増登録料」と規定することとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(令和3年10月1日)から施行することとした(改正法附則第1条第3号)。

(2) 経過措置

◆改正法附則第2条第7項、第3条第5項、第4条第4項並びに第5条第4項及び第5項

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

2～6 (略)

7 第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特許法（次項において「第三号改正後特許法」という。）第百十二条第二項ただし書の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前に特許法第百八条第二項に規定する期間又は第一条の規定（前条第二号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の特許法第百九条若しくは第百九条の二の規定による納付の猶予後の期間を経過した場合であって、これらの期間内に特許料の納付がなかったときについては、適用しない。

8～11 (略)

(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

2～4 (略)

5 第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の実用新案法（次項において「第三号改正後実用新案法」という。）第三十三条第二項ただし書の規定は、第三号施行日前に実用新案法第三十二条第二項に規定する期間又は第二条の規定（同号及び附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の実用新案法第三十二条の二の規定による納付の猶予後の期間を経過した場合であって、これらの期間内に登録料の納付がなかったときについては、適用しない。

6～8 (略)

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の意匠法（以下この条において「第三号改正後意匠法」という。）第四十四条第二項ただし書の規定は、第三号施行日前に意匠法第四十三条第二項に規定する期間を経過した場合であって、その期間内に登録料の納付がなかったときについては、適用しない。

5・6 (略)

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 (略)

2・3 (略)

4 第三号改正後商標法第四十三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定は、第三号施行日前に商標法第二十条第二項に規定する期間を経過した場合であって、その期間内に登録料の納付がなかったときについては、適用しない。

5 第三号改正後商標法第四十三条第三項ただし書の規定は、第三号施行日前に商標法第四十一条の二第五項に規定する後期分割登録料を納付すべき期間を経過した場合であって、その期間内にその登録料の納付がなかったときについては、適用しない。

6～11 (略)

改正法の施行前に納付の手続をすべき期間を経過した場合であって、その期間内に特許料や登録料（実用新案、意匠、商標）の納付がなかった場合については、本改正後の規定は適用しないこととした。